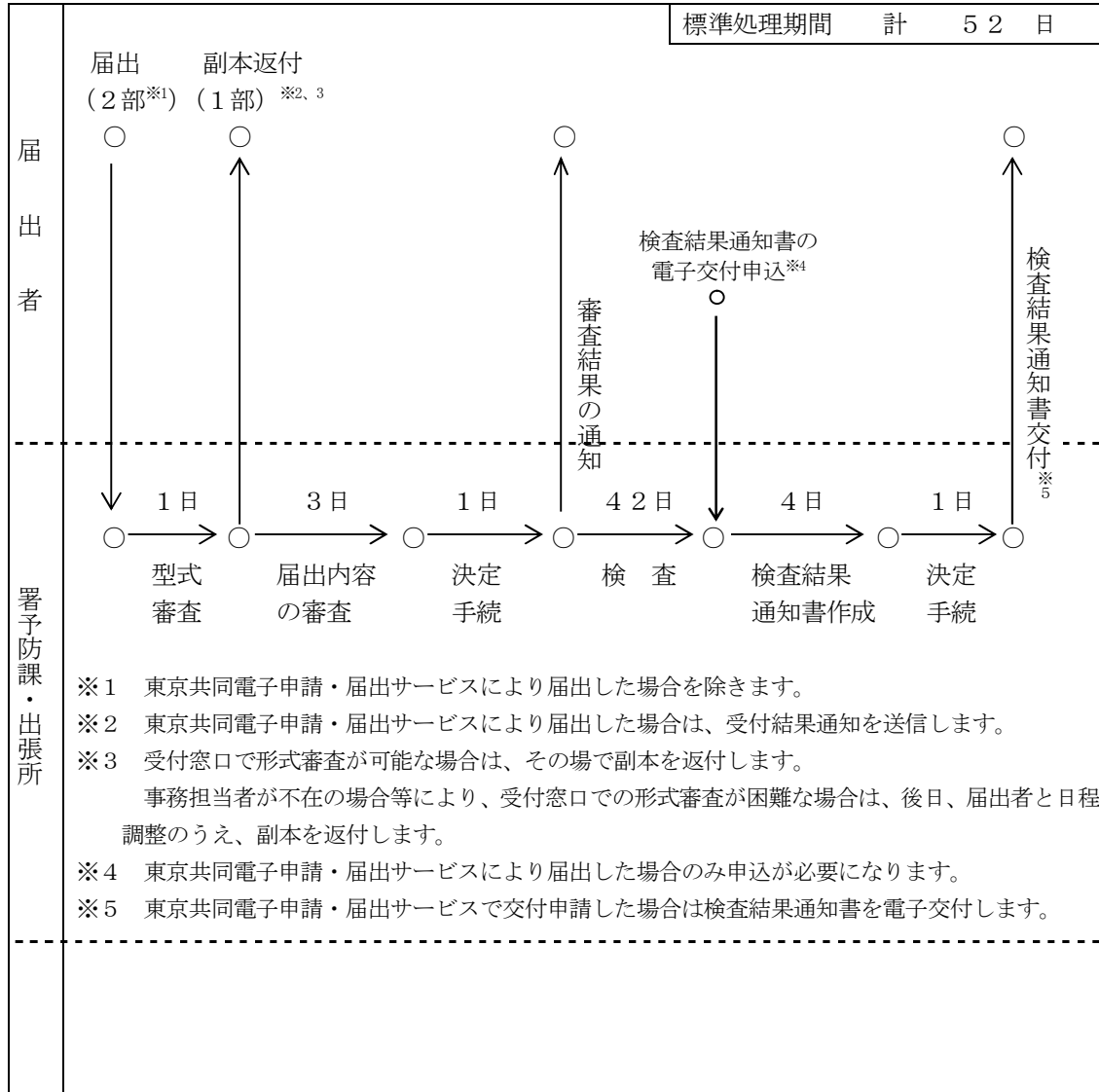


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部予防課消防設備係 電話 3212-2111

事務名 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届(火災予防条例)

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説 明
1	型式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	副本返付	形式審査で不備がなければ、受付印を押し、届出書のうち1部を副本として届出者に返付します(東京共同電子申請・届出サービス利用時を除く)。なお、事務担当者が不在の場合等で、副本をお預かりする場合があります。
3	届出内容の調査	記載内容を確認し、調査書を作成して処理方針を検討します。
4	決定手続	届出内容の調査結果に基づく指導事項等について決定します。
5	審査結果の通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等で通知します。
6	検 査	届出に基づき検査を実施します。なお、届出内容が軽微な工事に係るものは、検査を省略する場合があります。検査日等は届出者と調整のうえ、決定します。
7	検査結果通知書作成	検査の実施結果に基づき、作成します。
8	決定手続	検査結果について決定します。
9	検査結果通知書交付	届出者に検査結果通知書を交付します。